

## 実績評価書

(厚生労働省2(V-5-1))

施策目標名	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標V-5-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5:求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること						
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするるとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援することとされている。</li> <li>なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。</li> <li>また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。</li> <li>このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、非正規雇用で働いていた方をはじめとする求職者の就職を支援するため、求職者支援訓練等の拡充を行っている。</li> <li>更に、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立できるよう環境整備に取り組んでいる。</li> </ul>						
施策実現のための背景・課題	1	新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴い非正規雇用労働者が減少する中、雇用保険の対象になっていない方々に対して安定した就職が実現するように支援するためのセーフティネットが必要である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所における就職支援を行う。			求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援を行う必要があるため。		
施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,430,699	17,802,020	14,123,677	13,235,992	22,770,675
		補正予算(b)	0	0	0	9,672,768	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	20,430,699	17,802,020	14,123,677	22,908,760	
	執行額(千円、d)		15,390,364	12,442,395	10,566,332	10,451,749	
執行率(%、d/(a+b+c))		75.3%	69.9%	74.8%	45.6%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	①第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説 ②第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説		①平成23年1月24日 ②令和3年3月5日		①雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。 ②(感染症対策等)求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。		

達成目標1について	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所における就職支援を行う。									
指標1 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率(アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。</li> <li>雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更した26年度からの実績を考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定していたところ、平成26年度から平成30年度までの過去5年の実績を踏まえて、令和2年度より、基礎コース58%以上、実践コース63%以上を目標値として設定した。</li> </ul> (参考)平成26年度実績:基礎53.0%実践57.6%、平成27年度実績:基礎56.4%実践60.9% ※ 令和2年度実績は、令和2年9月末までに終了したコースの訓練修了3ヶ月後の実績(速報値)。									
測定指標	年度ごとの目標値	基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成	
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度		
		-	・58.9%(基礎コース) ・63.8%(実践コース)	・58.0%(基礎コース) ・65.0%(実践コース)	・59.6%(基礎コース) ・63.9%(実践コース)	・56.5%(基礎コース) ・62.4%(実践コース)	・50.8%(基礎コース) ・58.9%(実践コース) ※	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	○	△
			・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上	・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上	・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上	・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上			

(基礎コース) 達成率: 87.6% > 80%  
 $1 \quad 50.8 \div 58 \times 100 \quad 87.6$   
(実践コース) 達成率: 93.5% > 80%  
 $2 \quad 58.9 \div 63 \times 100 \quad 93.5$   
いずれも達成率が80%以上100%未満であるため、「**○**」(概ね達成)という判定

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標2 求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)	※令和2年度実績値94%は分母:求職者支援訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数(5,672件)、分子:アンケート調査満足した旨の回答数(5,329件)から算出したもの。  (参考)平成27年度実績94.1%	基準値		実績値			目標値	主要な指標	達成	
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度		○
		-	94.9%	94.7%	94.4%	94.7%	94.0%	90%以上		
年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】  (判定理由) ・ 指標1の求職者支援訓練における訓練修了3か月後の就職率については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響により、有効求人倍率が低下するなど雇用情勢が悪化したことに伴い、実績値は目標値に届かなかったものの、現下の雇用情勢を踏まえれば、概ね目標を達成しており、現行の取組は有効かつ効率的に実施していると評価できる。  ・ また、指標2の利用者に対するアンケート調査による満足度については、令和2年度の目標として、「役に立った」と回答した割合を90%以上と設定しているが、94%と目標を達成していることから、現行の取組が有効かつ効率的に実施していると評価できる。
	施策の分析	(有効性の評価)  ・ 指標1については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響により、有効求人倍率が低下するなど雇用情勢が悪化したことに伴い、実績値は目標値に届かなかったものの、現下の雇用情勢を踏まえれば、概ね目標を達成したと評価でき、求職者支援訓練の実施は有効に機能していると評価できる。  ・ また、指標2については、目標を達成していることから、求職者支援制度の受講者等に対するハローワークにおける就職支援等が有効に機能していると評価できる。  (効率性の評価)  新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響により、令和2年4月から6月にかけて訓練の受講者数が前年度に比べて大きく減少したこと等を理由に、予算上の対象人員を下回ることとなり予算の不用が生じているものの、有効求人倍率が低下するなど雇用情勢が悪化する中で、ハローワークが、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行ったことにより、指標1については概ね目標を達成、指標2については目標を達成しており、求職者支援訓練は効率的に実施していると評価できる。  (現状分析)  新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴い非正規雇用労働者が減少する中、雇用保険の対象になっていない方々に対して、安定した就職が実現するよう支援するためのセーフティネットである求職者支援訓練の重要性は高まっている。引き続き、雇用保険の対象になっていない方々の安定した就職の実現に向けて支援に取り組み、目標達成を目指していく。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)  求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があることから、指標1に加え、引き続き指標2(求職者支援訓練修了者における満足度)を測定指標に設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	(有識者会議WG後に記載予定)
-----------------	-----------------

参考・関連資料等	【関連法令】 ○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号) ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=423AC0000000047_20200401_429AC0000000045&amp;keyword=%E8%81%B7%E6%A5%AD%E8%A8%93%E7%B7%B4">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=423AC0000000047_20200401_429AC0000000045&amp;keyword=%E8%81%B7%E6%A5%AD%E8%A8%93%E7%B7%B4</a> )  【関連事業の行政事業レビューシート】 ○求職者支援制度に必要な経費( <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_5-5-1_saisyu.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_5-5-1_saisyu.html</a> )
----------	--

担当部局名	職業安定局訓練受講者支援室 人材開発統括官付訓練企画室	作成責任者名	訓練受講者支援室長 安藤 孝至 訓練企画室長 平川 雅浩	政策評価実施時期	令和3年7月
-------	--------------------------------	--------	---------------------------------	----------	--------